

改正

平成27年3月25日条例第8号

令和5年12月8日条例第28号

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等の義務を明らかにするとともに、適正な管理が行われていない空き家等に対する措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市の区域内にある建築物その他の工作物又は土地であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 特定空き家等 適正な管理が行われていない空き家等で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(所有者等の義務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家等を適正に管理しなければならない。

(立入調査等)

第4条 市長は、特定空き家等に該当するおそれのあるものに関する情報の提供を受けたとき又は特定空き家等に該当するおそれのあるものを発見したときは、当該空き家等の状態、当該空き家等の所有者等の所在その他必要な事項について調査するものとする。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 3 市長は、前項の規定により当該職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対して通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定に基づき立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(助言又は指導)

第5条 市長は、前条第1項及び第2項に規定する調査の結果、当該空き家等が特定空き家等に該当すると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の規定に基づく助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該特定空き家等の管理が適正に行われていないと認めるときは、所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、所有者等が正当な理由なく前条の規定に基づく勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定に基づく意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定に基づき命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 市長は、第1項の規定に基づき措置を命じた場合においては、その旨について、標識を当該特定空き家等に設置するとともに、告示しなければならない。

8 第1項の規定に基づき措置を命ぜられた所有者等は、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

9 第1項の規定に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき所有者等を確認することができないとき（過失がなく第5条の規定に基づく助言若しくは指導又は前条の規定に基づく勧告が行われるべき所有者等を確認することができないため、第1項の規定に基づく命令をすることができないときを含む。）は、市長は、その者の負担

において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。

10 第1項の規定に基づく命令については、盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（代執行）

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（応急措置）

第9条 市長は、特定空き家等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

（市の講ずる施策）

第10条 市は、空き家等の適正な管理を実現するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（空き家等対策計画）

第11条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、及び前条の施策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計画」という。）を策定するものとする。

（協議会）

第12条 法第8条第1項の規定に基づき、並びに空き家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、市長の諮問機関として盛岡市空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第13条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長を除く委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 協議会は、市長が招集する。

第15条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第28号）

この条例は、令和5年12月13日から施行する。